

1. 提供される役務の内容

①役務の種類 学習塾指導

②役務提供形態または方法 大学・高校・中学進学へ向けた受験対策の実施及び成績向上のための補習指導。ただし、テストにおいては、テスト時間中は、講師はつきません。(完全個別特訓、完全指導特訓S・Lを除く)

③役務提供の期間

(1)月謝払い: 入会日から退会手続きに定める退会日、もしくは当塾より契約終了の告知があるまで

(2)まとめ払い: 入会日より_____年2月末日まで

2. 支払いの方法および支払い時期

入会金、模試代、特訓料金の支払いについては下記に定める通りとします。なお、教材費は含まれません。塾生の進捗等に合せて当塾が指定する教材をご準備いただきます。

(1)月謝払い

前項の役務の対価を各校舎指定の口座に振込、自動口座振替にて納入するものとします。

[入会時]入会金、模試代、および翌月末までの特訓料金の総額を振込にて納入していただきます。

[入会翌月15日]入会の翌々月分の特訓料金を振込にて納入していただきます。

[入会翌々月20日]次月特訓料金を自動口座振替にて納入していただきます。

(2)まとめ払い

①7月末日までにお申し込みいただき、翌年2月末日までの特訓料金を一括にて納入していただく場合は33,000円(税込)の割引となります。

②8月末日までの特訓料金(3ヶ月分以上)を一括にて納入していただく場合は11,000円(税込)の割引となります。9月以降の料金については、翌年2月末日までの特訓料金を8月15日まで一括で納入していただいた場合、同様に11,000円(税込)の割引となります。

③8月1日以降にお申し込みいただき、翌年2月末日までの特訓料金(3ヶ月分以上)を一括にて納入していただく場合、11,000円(税込)の割引となります。

※途中で特訓料金が変化するような特訓内容の変更がある場合には事務手数料として3,300円(税込)を別途お支払いいただきます。

※なお、①～③の割引は、入会後にお支払方法を変更される場合にはお申し出いただいた時期により割引条件に該当しない場合がありますので、各校舎にお問い合わせください。

※まとめ払いを選択された方が形式変更の結果、追加料金が発生した場合には、当初のお支払い方法に準じてまとめ払いをしていただきます。(追加料金分のみ月謝払いということはありません)

3. 退会方法

退会の方法については以下に定める通りとします。

特定商取引に関する法律の規定により、約定金額が5万円を超え、かつ特訓提供期間が2ヶ月を超える契約については、以下のクーリング・オフや中途解約を行うことができます。ただし、受講期間が2ヶ月以内の特訓の契約並びに浪人生に限定して対象とするコースを受講する場合については同法の適用外となります。

①クーリング・オフ

(a)お申し込みいただいた特訓については、特定商取引法第42条第2項または第3項の書面を受領した日を第1日目として、8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。(なお、特定商取引法第48条第1項によって、お申込者が役務提供者からクーリング・オフに関し不実のことを告げられて誤認したり、または威迫により困惑したりしたため、上記期間内にクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフのできる旨の書面を受領した日を含む8日間以内であればクーリング・オフすることができます。)

(b)クーリング・オフにより当該契約を解約する場合には、書面による必要です。なお、クーリング・オフの効力は契約解除の旨の書面を発信したときに発生します。

(c)クーリング・オフがされた場合は、その契約解除に伴う損害賠償または違約金は請求しません。

(d)クーリング・オフがされた場合、上記1の役務が既に提供されていても、その役務の対価、その他の金銭の支払いは請求しません。

(e)クーリング・オフがされた場合、当該契約に関して納付済みの金銭については、速やかにその金額を返還します。

(f)申込特訓に伴う関連商品として購入された商品がある場合には、上記(a)ないし(e)と同様にクーリング・オフすることができます。関連商品の引渡し既に行われている時は、その取引費用は請求しません。

②中途解約について

(a)クーリング・オフができる期間を過ぎてからは、下記に従って将来に向かって契約の解除を行うことができます。

(b)クーリング・オフ期間を過ぎてから、入会日までに退会の届出をされた場合、納入済みの金額から契約解除によって通常生ずる損害の額(特定商取引法49条第2項)として1万1千円を差し引いた金額に残金がある場合は、これを返還します。

(c)入会日以降(当日欠席の場合も含む)、退会の届出をされた場合、納入金から受講済分の金額(月単位でお取り扱いたします)、および使用済分(次のX+Y)を除いた金額から契約解除によって通常生ずる損害の額(特定商取引法49条第2項)として2万円または月謝1ヶ月分のいずれか低い額を中途解約料として差し引いた金額に残金があるときは、これを返還します。

X入会金全額(カリキュラム作成を含む入会手続き・生徒情報入力・管理費等にかかる初期費用であるため、返還いたしません)

Y模試代の内、既に提供済の分に相当する費用

(d)返還金がある場合は、退会日の翌月末までに指定の金融機関口座にお振込みして返還いたします。

(e)当塾の事情変更等に基づく中途解約に当たっては、中途解約料を徴収しないものとします。

(f)指導期間が2ヶ月を超えない契約又は5万円以下の契約は、特定商取引法の定める特定継続的役務提供に該当しないため、中途解約の対象外となります。

③関連商品販売契約の解除

本契約を解除する場合、当塾より直接販売した関連商品のうち引き渡した商品につきましては、以下の費用を請求いたします。

(ア)当該商品が返還いただいた場合...使用料として当該商品の販売価格の80%に相当する額

(イ)当該商品が返還いただかない場合...当該商品の販売価格に相当する額

4. 個人情報の取り扱い

(1)申込に際し提供された個人情報の利用方法

株式会社A.ver、および武田塾加盟契約(武田塾医進館加盟契約を含む)を締結した武田塾各校舎では以下に示す範囲内で、個人情報の全部または一部を共同利用いたします。

①学力の向上、志望校合格に向けた指導のため

②諸様の事務手続きや連絡のため

③成績管理・分析及び各種統計資料作成のため

④進路指導用資料の提供のため

⑤武田塾各校舎及び関連グループからの各種案内送付のため

⑥成績・合格実績の校舎内の提示又は冊子等での掲載

(2)個人情報の管理について責任を有する者

株式会社A.ver、および武田塾加盟契約(武田塾医進館加盟契約を含む)を締結した武田塾各校舎を運営する事業者が、それぞれ自ら取扱う個人情報について責任を負います。

(3)株式会社A.verの個人情報に関する問い合わせ、苦情窓口

個人情報管理責任者: 株式会社A.ver教育事業部長

お問い合わせ先: お申込みの各校舎または武田塾御茶ノ水本校

5. 定義

(1)「特訓」とは、武田塾が提供する学習指導サービスの総称を指します。

(2)「指導」とは、当塾による進学に対する全般的なアドバイスのことを指します。また、「指導」には、講師による特訓も含まれます。

(3)「カウンセリング」とは、原則、当塾についての説明・塾生の学習の進行状況の把握・指導方針の決定・家庭学習のアドバイス等を行うため、塾生と教務で行うものを指します。必要により、科目担当講師も参加するものとします。

6. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

当塾では割賦販売は取り扱っておりません。

7. 前受金の保全措置の有無、その内容

前受金の保全措置は取っておりません。

8. 関連商品販売業者について

役務提供に付随して必要となる関連商品(教材)につきまして、当塾が直接販売元となるもの以外につきましては、当塾で業者を指定いたしません。

9. 料金の改定について

(1)毎月払いの場合

校舎よりお客様に対して料金改定実施日の1ヶ月前までに通知し、新料金にて再度契約を締結させていただきます。

(2)まとめ払いの場合

契約期間の終了後に再度新しく契約を締結される際に通知し、新料金にて契約を締結させていただきます。

10. 禁止事項

(1)他の塾生またはスタッフに対して暴力行為、脅迫行為、校舎運営や当塾でサービスを受けることを著しく阻害する行為をした場合に、本契約を解除の上、当該生徒を退会処分とします。その場合は入会金・特訓料金等相当額を違約金として没収します。

(2)当塾の教材等を他人に譲渡・貸与ならびに自己使用以外の目的で複製してはなりません。

(3)当塾の指導及び他の塾生の学習を妨げるような行為、当塾・塾生・講師等に危害を与えるような行為はしてはなりません。

(4)講師と塾生が、当塾を介さずに直接契約を結んだ場合、当塾の受けた損害額を請求するものとします。

(5)生徒が施設・設備などへ損害を与えたときは、損害賠償を求めるところがあります。

日本初!“授業をしない”武田塾 塾長 林尚弘
〒113-0033東京都文京区本郷3丁目4-4イワサ&Mビル2F
TEL03-5840-7678 FAX03-5840-7670

申込書提出先

(本契約は下記と取り交わしを行うものです)

(校舎名、会社・住所・電話番号、法人にあってはその代表者)

契約担当者氏名: